

お客さま各位

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」等改定のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度の税制改正にともない、「非課税上場株式等管理に関する約款」、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」等の改定を行うこととなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 約款の主な改定内容

- (1) 一般 NISA 口座、もしくはつみたて NISA 口座の開設申し込み時に「非課税口座簡易開設届出書」を提出することにより、お申込みの口座を即日で開設し、同日に買付けが可能となるよう所要の改定
- (2) 非課税期間が終了した NISA 口座(ジュニア NISA を含む)内で保有する商品について、同じ金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続きを経ずに当該特定口座に移管されるよう所要の改定
- (3) その他所要の改定

#### a. 「非課税上場株式等管理に関する約款」の新旧対照表

改定後	改定前
<p>(「非課税口座開設届出書」等の提出等)</p> <p><b>第2条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および<b>第24項</b>に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当社に非課税口座を開設しており、<b>2018年</b>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)、「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」) <b>又は「非課税口座簡易開設届出書」</b>を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の1</p>	<p>(「非課税口座開設届出書」等の提出等)</p> <p><b>第2条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等(住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り、)、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当社に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の証券会社若しくは金融機関に提出していない場合に限り、)又は「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(既に当社に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税</p>

改定後	改定前
<p>2 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。）（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から「再開設年」又は「再設定年」の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」<u>又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第<u>21項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」のご提出をお願いします。</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第3</p>	<p>口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定するものをいいます。）（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定又は累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から「再開設年」又は「再設定年」の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管します。</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」のご提出をお願いします。</p> <p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第3</p>

改定後	改定前
<p>7条の14 第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14 <b>第18項</b>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、「設定年」分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に「設定年」に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 <b>2017年</b>10月1日時点で当社に開設した非課税口座に<b>2017年</b>分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<b>2018年</b>分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>	<p>7条の14 第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、「設定年」分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に「設定年」に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>7 平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p><b>第3条</b> 非課税口座に係る非課税の<b>特例</b>の適用を受けるための非課税管理勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p> <p><b>第3条</b> 非課税口座に係る非課税の適用を受けるための非課税管理勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等</p>

改定後	改定前
<p>株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」<u>又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の事項の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>
<p><b>（累積投資勘定の設定）</b></p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2037年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」<u>若しくは「勘定廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」</u>に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」又は「非課税口座簡易開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出</p>	<p><b>（累積投資勘定の設定）</b></p> <p><b>第3条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当</p>

改定後	改定前
<p>された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) お客さまから<u>非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日までに、当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u>非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>(2) お客さまから<u>非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p>	<p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) お客さまから当社に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>(2) お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>
<p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) お客さまから<u>累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合</u></p>	<p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第8条の2</b> 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(1) お客さまが当社に特定口座を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p>

改定後	改定前
<p><u>一般口座</u>への移管 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座</u>への移管</p>	<p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>
<p><b>(契約の解除)</b> <b>第12条</b> 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さまから租税特別措置法第37条の14第<u>21項</u>に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4 <u>第2項に規定する</u>「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>(5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日</p> <p><u>(6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日</u></p>	<p><b>(契約の解除)</b> <b>第12条</b> 次の各号の一に該当したときは、それぞれに掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(3) お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項の規定に基づき「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(4) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>(5) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日</p> <p>(6) お客さまが本約款の変更に同意されない場合 当該不同意日</p> <p>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合 当該申出日</p>
<p><b>(契約の変更)</b> <b>第13条</b> <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>—新設—</p>

b.「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の新旧対照表

改定後	改定前
<b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b>	<b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b>
<p><b>第5条</b> 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>①受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>②非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 <u>（この場</u></p>	<p><b>第5条</b> 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>①受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>②非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p>

改定後	改定前
<p><u>合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>(1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号②に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（<u>この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。</u>）</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p>	<p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>(1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、前項第1号②に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p>
<p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第7条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号②若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>① 5年経過日の属する年の翌年3月31日におい</p>	<p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第7条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号②若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>① 5年経過日の属する年の翌年3月31日におい</p>



改定後	改定前
<p>てお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ②①に掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号①に規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号②および第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより行うことと します。</p> <p>(1) お客さまが<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当社が定める期日までに提出した場合又は</u>当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を<u>開設していない場合</u> <u>一般口座</u>への移管</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座（前項1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）</u>への移管</p>	<p>てお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管 ②①に掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>(2) お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>2 前項第1号①に規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号②および第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定めるところにより行うことと します。</p> <p>(1) お客さまが当社に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号①の場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設しており、お客さまから当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>
<p><b>(本契約の解除)</b> <b>第27条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ただし、お客さまがその年の1月1日において24歳である年の前年12月31日に未成年者口座および課税未成年者口座に残高を有しない場合は、当該日をもって「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、本契約は解除されます。</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2</p>	<p><b>(本契約の解除)</b> <b>第27条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>(1) お客さま又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ただし、お客さまがその年の1月1日において24歳である年の前年12月31日に未成年者口座および課税未成年者口座に残高を有しない場合は、当該日をもって「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、本契約は解除されます。</p> <p>(2) 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2</p>

改定後	改定前
<p>号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p> <p>租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(4) お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(5) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>(6) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日</p> <p><u>(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出した場合 当該申出日</u></p>	<p>号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</p> <p>租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>(4) お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>(5) お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手續が完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</p> <p>本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>(6) お客さまが投信総合取引口座を解約した場合 当該解約日</p> <p>(7) お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当該不同意日</p> <p>(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出した場合 当該申出日</p>
<p><b>(約款の変更)</b></p> <p><u>第28条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>—新設—</p>

※次の変更につきましては、他の約款や規程を含め新旧対照表への記載を省略しております。

- ・法改正に伴う租税特別措置法等の条番号等のみの変更
- ・和暦表示から西暦表示のみの変更
- ・その他軽微な言い回しの変更

改定後の全文については、「口座開設およびお取引にかかる重要事項」の「約款・規程集」をご覧ください。

## 2. 約款変更の効力発生日

2019年1月1日

以 上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント株式会社

投信直販お客さま窓口

フリーダイヤル:0120-45-1104

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)